

岩倉水源地等管理業務委託仕様書

令和3年8月

鳥羽市水道事業

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、鳥羽市が発注する岩倉水源地等管理業務委託に適用する。

(目的)

第2条 委託者鳥羽市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、岩倉水源地等管理業務委託契約を締結するにあたり、甲が所管する水道施設及び配水池等の機能を十分に発揮するため、岩倉水源地の運転及び保全管理のほか、各水道施設の管理業務において民間の創意工夫及びノウハウを活用することにより業務の効率化、サービス向上を目指し、適正かつ円滑な業務遂行を図ることを目的とする。

(契約の範囲)

第3条 本業務委託の契約範囲は、契約書、本仕様書に定める範囲とする。

(用語の定義)

第4条 指示、承諾、協議とは次の定義による。

- (1)「指示」とは、甲が乙に対し委託に関する方針、基準及び計画を示し、実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて検討のうえ了解の意思を示すことをいう。
- (3)「協議」とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

(監督員の選任及び職務)

第5条 甲は監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の職務は次のとおりとする。

- (1) 契約の履行について現場代理人との協議及び連絡
- (2) 業務履行計画書の承諾又は協議
- (3) 業務検査及び監督

(現場代理人の選任及び職務)

第6条 乙は現場代理人及び現場代理人の代理者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて甲に通知しなければならない。現場代理人及び現場代理人の代理者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は水道技術管理者の資格を有する者を選任するものとする。

3 現場代理人は現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行なうとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。

4 現場代理人は契約書、仕様書、完成図書、その他の完成図書により業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、甲と密接な連絡を取り、円滑な業務遂行を図

らなければならない。

- 5 現場代理人は施設及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めなければならない。
- 6 現場代理人が不在の場合は、代理者が代務するものとする。

(業務履行に関する書類の提出)

第7条 乙は契約締結後、業務の履行にあたり、「着手届」等別紙1の書類について、期間内に甲に提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第8条 業務の履行に関しては、水道法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、誠実に履行しなければならない。

(関係官公署への許認可申請)

第9条 業務履行のための必要な関係官公署及びその他の者に対する許認可申請は、遅延なくその旨を監督員に申し出て協議を行なうものとする。

(業務の履行)

第10条 乙は本業務の公共的使命が重大であることを認識し、岩倉水源地施設等の機能が十分に発揮できるよう本仕様書、その他関係書類に基づき誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

- 2 乙は岩倉水源地施設等の構造、機能、系統及びその周辺状況を熟知し、岩倉水源地施設等の運転にあたらなければならない。又、常に問題意識を持って業務あたり、設備の予防保全に努めなければならない。
- 3 乙は台風、地震等の災害及び処理機能に重大な支障を生じさせた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、各配水池の水位設定を変更するなど、常にこれらに対処できるように準備をしなければならない。
- 4 業務委託期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。
受託者の管理業務体制は次のとおりとする。

業務開始及び終了日時	委 託 内 容		
	勤務時間	基準人数	備考
開始：令和4年4月1日8：30 終了：令和9年4月1日8：30 (業務引継ぎ日は不規則となる)	24時間	2名	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日

- 5 業務履行場所は別紙2に掲げる以下の施設とする。
 - (1) 岩倉水源地施設及びその周辺施設
 - (2) 市内の上水道施設(配水池、加圧ポンプ室等)
 - (3) その他指示する施設

(安全衛生管理)

第 11 条 甲は別紙 2 の対象施設及び設備（別紙 3）が重要な水道施設であることを十分に認識し、安全な水道水を供給するために、平素から安全衛生に細心の注意を払わなければならない。

2 対象施設及び設備は、常に清潔と秩序を保つとともに事故防止に努めなければならない。

3 事故が発生した場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。

(健康管理)

第 12 条 乙は業務に従事する者に対して、水道法第 21 条に定める定期及び臨時の健康診断を実施しなければならない。

2 乙は前項の健康診断を実施した時は、遅延なくその結果について甲に報告しなければならない。

(安全教育)

第 13 条 乙は委託業務又はその運用時従事する者に対し、岩倉水源地施設等で安全に業務を遂行するために必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生した場合の対処について指導、訓練を行なわなければならない。

(資格を必要とする作業)

第 14 条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務にあたらなければならない。

(業務実施計画書)

第 15 条 乙は本仕様書第 25 条に定める当該月の業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 業務実施計画に変更が生じた場合はその都度甲と協議しなければならない。但し、軽微な変更はこの限りでない。

(業務完了報告書)

第 16 条 乙は当該月の業務が完了したときは、第 25 条第 2 項並びに第 3 項に定める業務完了報告書を甲に提出しなければならない。又、契約業務が完了したときは、第 25 条第 4 項に定める業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、岩倉水源地施設等の異常及び緊急時の対処等に係わるものについては、甲の求めに応じて速やかに監督員に報告書を提出しなければならない。

(業務検査及び完了)

第 17 条 乙は当該月及び契約業務終了時において、次の方法により甲の業務検査を受けなければならない。但し、甲が特に認めた事項については検査を省略することができる。

(1) 当該月業務完了検査

乙は当該月業務完了検査を受けるときは、第 25 条第 2 項並びに第 3 項に定める書面を準備しなければならない。

検査方法は第 25 条第 1 項各号業務実施計画書と同条第 3 項について照合し、不履行がないこと及び書類が完備していることを確認することにより行うものとする。

(2) 契約業務完了検査

検査方法は第 25 条の各項各号について照合、確認を行い全ての書類が完備していることを確認することにより行なうものとする。なお、必要に応じて現場を確認するものとする。

2 業務の完了は前項の検査に合格したときとする。

(業務の記録等の整備)

第 18 条 乙は業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、甲が提出を求めた場合には速やかに提出しなければならない。但し、乙の機密に関する事項の場合はこの限りでない。

(緊急事態発生時の対応)

第 19 条 乙は業務において異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し適切な措置を講じるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後写真等を添付し報告しなければならない。

2 乙は業務において岩倉水源地施設等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、甲に報告し、協議して対処しなければならない。

第2章 業務の範囲等

(業務の範囲)

第20条 業務の範囲は別紙4に示す業務区分一覧表のとおりとする。

(1) 業務委託の内容

① 岩倉水源地及び周辺施設の運転管理及び保全管理業務

ア) 各水道施設の監視及び岩倉水源地の運転及び保守点検、清掃、簡易な整備及び修繕

- ・施設構築物の維持管理
- ・取水井戸及び取水ポンプ設備の維持管理
- ・送水ポンプ設備の維持管理
- ・電気設備の維持管理
- ・電気計装設備の維持管理
- ・浄水池の清掃
- ・薬品の管理
- ・バイオアッセイの維持管理
- ・その他付随事項

イ) 取水、配水、受水の記録

- ・取水、配水、受水流量の管理
- ・日報、月報、年報、総年報の作成及び管理
- ・その他付随事項

ウ) 水質検査

- ・水質検査検体採取
- ・県水受水施設の維持管理（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・その他付随事項

エ) 農業用水の管理、杉ヶ瀬井堰の管理

- ・農業用水施設の維持管理
- ・大井及び杉ヶ瀬井堰の維持管理
- ・その他付随事項

オ) その他関連業務

- ・報告書等の作成整理
- ・マニュアルの作成と見直し
- ・施設更新計画の作成と見直し
- ・業務継承と引継ぎ

②各水道施設の保全管理業務

- ・施設の保守点検及び清掃、簡易な整備修繕
- ・配水、受水流量の管理
- ・日報、月報、年報、総年報の作成及び管理
- ・不具合発生時の直接現場確認又は現場確認の依頼
- ・その他付随事項

③閉庁時の問合せ等対応

- ・ 市民からの問合せ対応（漏水、水質問合せ等に対する現認作業）
- ・ 閉開栓届の処理
- ・ 漏水等の緊急時の一次対応
- ・ その他付随事項

（業務の形態）

第 21 条 乙は業務履行にあたり原則として次の履行形態により行なうものとする。

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| （１）運転及び監視・操作業務 | 24 時間 |
| （２）保守管理 | 履行計画書による |
| （３）水質検査等サンプリング業務 | 履行計画書による |
| （４）緊急時の対応（漏水・水道管の破損を含む） | 必要の都度 |
| （５）閉開栓業務の対応（休日・夜間等） | 必要の都度 |
| （６）農業用水施設の対応 | 必要の都度 |
| （７）臨機の処置 | 必要の都度（常勤勤務人員で対応できない場合は別途協議すること。） |
| （８）その他の業務（指示による） | 必要の都度 |

（調整及び交換）

第 22 条 乙は別紙 3 に掲げる設備が正常に動作するように各機器の調整及び交換に努めなければならない。

- （１）各機器消耗品の交換、オイル交換
- （２）各機器のグリスアップ
- （３）水質計器等の校正

（施設の簡易な修繕及び塗装）

第 23 条 乙は施設点検により発見した不良箇所、若しくは故障の発生した破損箇所のうち、現場で修繕可能なものについては修繕をし、作業終了後に写真等を添付し報告するものとする。

- 2 前項に規定する修繕とは、発見された異常箇所について正常状態に回復するための調整又は消耗品等の交換をいう。
- 3 足場を必要としない高さ 2 m 以下において、部分的に発生した錆、塗装の剥離について塗装を実施する。

第3章 業務書類等

(業務履行計画書)

第24条 乙は契約後速やかに業務履行計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

なお、業務履行計画書には下記の要領に基づき記載するものとする。

- (1) 日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 版とする。
- (2) 業務概要に関すること
委託業務における基本方針について記載すること。
- (3) 現場組織に関すること
運転管理業務を遂行するうえで必要な組織及び体系について、その目的と分担を明確にして記載すること。又、担当する従業員に関しての履歴を記載すること。
- (4) 業務実施計画に関すること
安全で安定的に水道水を供給するための運転計画、設備点検、水質検査等について、年間を通した業務内容が把握できるよう記載すること。
- (5) 業務方法に関すること
水道施設を安定的に維持運営していくための機器設備等の運転方法、運転指標、水質検査の内容・頻度、施設巡視点検の内容、頻度・要領、清掃の内容・頻度・要領等その他必要な事項について記載すること。
- (6) 安全衛生管理に関すること
事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について基準、要領、計画等を具体的に記載すること。又、危機管理に関する計画及び組織体制についても記載すること。
- (7) その他必要事項

(業務実施計画書及び業務完了報告書)

第25条 第15条で定める業務実施計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 運転業務
- (2) 水質検査業務
- (3) 保全管理業務
- (4) 保守点検業務
- (5) 衛生管理業務
- (6) 水質検査サンプリング業務
- (7) その他事務予定の業務

2 第16条で定める業務完了報告書には、次の事項を報告するものとする。

- (1) 当該月における業務検査願い
- (2) 当該月における岩倉水源地等の施設管理状況報告書
- (3) 前項(1)から(7)までの業務実績報告書

3 前項（２）の岩倉水源地等の施設管理状況報告書には、次に掲げる報告を添付するものとする。

岩倉水源地等の施設管理状況説明（考察・所見）

- （１）運転月報
 - （２）水質検査月報
 - （３）保全管理月報
 - （４）物品管理月報
 - （５）保守点検月報
 - （６）衛生管理月報
 - （７）故障等緊急対応措置報告書（調整・補修で対応できなかった規模の大きい故障等）
- 4 乙は契約満了に伴い委託期間満了日から１４日以内に契約業務完了届及び契約業務完了報告書を提出しなければならない。なお、契約業務完了報告書には次の報告書を添付するものとする。

- （１）業務検査願書
- （２）岩倉水源地等の施設管理状況説明書（考察・所見）
- （３）運転年報
- （４）水質検査年報
- （５）保全管理年報
- （６）物品管理年報
- （７）保守点検年報
- （８）衛生管理年報
- （９）故障等緊急対応措置報告書

第4章 運転管理及び保安全管理業務

(運転監視操作業務)

第26条 乙の業務の履行に必要とする関係法令及びその他関係書類を熟知し、その定めに従って運転管理業務にあたらなければならない。

- 2 運転管理業務対象範囲は、本仕様書に記載のとおりとする。
- 3 乙は設備の構造、動作特性、管理状況及び諸機能を熟知し、日常はもちろん故障事故時においても迅速かつ適切に処置できるようにしなければならない。
- 4 乙は運転管理業務の結果について業務日報を記録しなければならない。

(水質監視業務)

第27条 水質検査業務は安全な水道水を供給する目的を達成するため岩倉水源地の運転管理に必要な水質検査及び、市内水道管末の水質検査を行うものとする。

- 2 検査は定められた場所により採水し、簡易な検査又は測定機器等するものとする。
- 3 検査の対象項目等は、別紙5及び別紙6に示すとおりとする。
- 4 検査は業務の履行に必要とする関係諸法令を熟知し、その定めるところにより行うものとする。

(保安全管理業務)

第28条 保安全管理は、不審者の侵入による不測の事態を防止するために施設を常時施錠するとともに、定期的な施設巡視により行なうものとする。

- 2 乙は業務に従事する者に対して、乙の従業員であることが判明できるものを常に携帯させなければならない。
- 3 乙は外部の者が岩倉水源地等施設内に立ち入る時は、会社名、氏名、用件等について聞き取り、入場者名簿に記録させなければならない。
- 4 乙は保安全管理巡視結果について保安全管理報告書に記録しなければならない。

(物品管理業務)

第29条 物品管理業務は、岩倉水源地等の運転管理に要する薬品類、消耗品、油脂類、発電機燃料、備品等の管理を行なうものとする。

- 2 物品管理は以下のとおり実施するものとする。
 - (1) 物品管理は管理者を定め、保管、取扱い等に十分注意し、適正な管理を行なうこと。
 - (2) 種類、使用量、残量を的確に把握し、在庫不足による設備機器運転に影響が出ないようにすること。
 - (3) 貯蔵している次亜塩素酸ナトリウムは有効塩素濃度を定期的に測定すること。
 - (4) 保管期間、在庫管理等を十分考慮し、適正な発注依頼を行なうこと。
- 3 乙は納入品の入荷に立会い、納入品目及び数量を確認し、その結果について物品管理報告書に記録しなければならない。

(文書管理業務)

第 30 条 第 24 条及び第 25 条に基づき甲に提出する文書は控えを作成し、文書作成に使用した資料と共に保存・管理し、必要なときには速やかに提示できるようにしておかなければならない。

(保守点検業務)

第 31 条 保守点検業務は、岩倉水源地等の設備、装置及び機器類の性能及び機能を確認するために必要な点検、測定、調査を行なうものである。

- 2 保守点検の対象機器は別紙 3 に示す機器、装置等とする。
- 3 保守点検の内容、頻度は特に仕様書に定めるものを除き、乙が自ら定めるものとする。
- 4 乙は業務の履行に必要とする関係諸法令等を熟知し、その定めに従って保守点検にあたらなければならない。
- 5 資格を必要とする点検は、有資格者を配置して行なわなければならない。
- 6 乙は機器等の状態、点検結果について保守点検報告書に記録しなければならない。
- 7 乙は設備台帳を作成し、機器の保全歴や整備・工事等の情報を保管し、必要なときに速やかに提示できるようにしておかなければならない。
- 8 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、危険な場所の作業は必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

(日常点検業務)

第 32 条 岩倉水源地の日常点検は、設備に状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

- 2 日常点検の項目については、特に仕様書で定めるものを除き乙が自らの経験により定めるものとする。
- 3 日常点検では、機器類の状態に注意し、特に異音・振動・臭気・過熱の有無・計器類の指示値等に注意しなければならない。
- 4 点検結果を記録するとともに、異常を発見した場合は速やかに適正な措置を講じなくてはならない。

(衛生管理業務)

第 33 条 衛生管理業務は、岩倉水源地等を衛生的に維持するために行なうものとする。

- 2 衛生管理業務の内容・頻度は仕様書に定めるものを除き、乙が自ら定めるものとする。
- 3 乙は衛生管理業務の結果について衛生管理報告書に記録しなければならない。

第5章 その他

(完成図書、器具類の貸与)

第34条 乙が業務上必要とする設計書・図面及び器具類等は甲が貸与するものとする。

但し、次に掲げる経費については除く。

- (1) 机、椅子、ロッカー、パソコン、プリンタ、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) 冷蔵庫、食器棚、ポット、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- (4) 各種作業服、靴、手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等
- (5) 設備点検・修繕に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の器具。但し、特に甲が認める器具、又は特殊工具は除く
- (6) 巡回点検車両及び特殊車両維持に係る経費
- (7) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具
- (8) 電話・FAXの設置工事費及び維持費、通信費
- (9) トイレットペーパー、石鹸等の衛生用品
- (10) コンピュータネットワークに要する費用及び通信費

2 乙は貸与品について台帳等を作成し、管理するものとする。なお、毀損、盗難、紛失等があった場合は乙が弁償するものとする。

(整理整頓及び清掃)

第35条 乙は岩倉水源地施設及び各水道施設(離島を含む)、その周辺の整理整頓を常に心がけ、定期的にその施設及び所有地の清掃、除草作業を行うものとする。

(施設の使用及び管理)

第36条 乙は岩倉水源地等の施設の一部を使用する場合には、甲の許可を受けるとともに、乙の責任において管理を行なうものとする。使用の期間中に乙の責に帰する事由により汚損等があった場合には、乙の負担により復旧しなければならない。

(経費の負担)

第37条 乙が業務履行上で負担する経費は本仕様書に記載のとおりとする。それ以外は甲の負担とする。

(賠償責任)

第38条 契約期間中に乙の責により生じた維持管理上の不備、誤操作等による機器の破損、故障等は乙の負担にて速やかに補修、改善又は取替により解決しなければならない。

2 乙は自らの過失による損害発生対応として、第三者損害賠償保険に加入しなければならない。

(その他補助業務)

第 39 条 乙は次の業務に関し補助を行なうものとする。

- (1) 見学者への対応
- (2) 甲が行なう催事への協力等

(事務の引継ぎ)

第 40 条 乙は契約期間の終了に際し、甲の指示により業務遂行の方法について、甲の定める期間内に甲の指示する者に引き継がなければならない。

(疑義)

第 41 条 本仕様書に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

提出書類一覧

別紙 1

No.	書類名	提出期限	備考
1	着手届	契約締結後14日以内	
2	現場代理人等選任届	契約締結後14日以内	
3	業務履行計画書	契約締結後14日以内	
4	業務従事者の履歴	委託者の指示する日までに	
5	貸与品等借用願	貸与品等を受けた日から 14日以内	
6	物品管理対象一覧表	委託者の指示するまでに	
7	業務実施計画書	当該月の前月末日	月毎に作成のこと
8	業務完了報告書	当該月の翌月10日	月毎に作成のこと
9	契約業務完了届	委託期間満了日から 14日以内	
10	委託業務完了報告書	委託期間満了日から 14日以内	

業務対象施設

別紙 2

[illegible]

施設名 : 岩倉水源地設備一覧表(2)

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《受変電設備》			
	高圧負荷開閉器	過電流ロック形 ガスモールドコーン方向性 7.2kv 300A	1台	
	高圧引込受電盤	真空遮断器 7.2kv 600A	1面	
	高圧切換盤	三極双投電磁接触器 7.2kv 400A	1面	
	変圧器盤 440V	3相変圧器 モールド形 1000kVA	1面	
	変圧器盤 220V	3相変圧器 モールド形 300kVA	1面	
	変圧器盤 105V	3相変圧器 モールド形 75kVA	1面	
	《配電設備》			
	分電盤 200V	取水ポンプ用ブレーカ	1面	
	整流器盤	充電器 変圧器 15kVA	1面	
	インバータ盤	DC/AC 15kVA	1面	
	送水ポンプ盤 4号	リアクトル起動 140kw	1面	
	送水ポンプ盤 5号	リアクトル起動 140kw	1面	
	送水ポンプ盤 6号	リアクトル起動 170kw	1面	
	送水ポンプ盤 7号	リアクトル起動 170kw	1面	
	予備送水ポンプ盤		1面	
	補機盤	次亜注入ポンプ サンプリングポンプ他	1面	
	取水ポンプ盤 No.1	リアクトル起動 22kw×2台	1面	
	取水ポンプ盤 No.2	リアクトル起動 22kw×2台	1面	
	送水ポンプ現場操作盤 4号	スタンド形	1面	
	送水ポンプ現場操作盤 5号6号	スタンド形	1面	
	送水ポンプ現場操作盤 7号	スタンド形	1面	
	次亜注入機現場操作盤	次亜注入ポンプ 次亜移送ポンプ	1面	
	動力盤(6号取水井戸)		1面	

施設名：岩倉水源地設備一覽表(3)

[illegible]

施設名：岩倉水源地設備一覽表(5)

[illegible]

施設名：岩倉水源地設備一覽表(6)

[illegible]

施設名 : 堅神配水池設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 AC220V	1台	
	動力盤	配水ポンプ×2台	1面	
	《直流電源設備》			
	蓄電池盤	アルカリ蓄電池 1.2V 20セル	1式	
	《計装設備》			
	計装盤	水位計 流量計他	1面	
	電磁流量計	挿入型 φ 400	1台	配水流量 (企業庁設置)
	電磁流量計	φ 200	1台	配水流量 (休止中)
	水位計	投げ込み式	1台	内槽
	水位計	フロート式	1台	外槽
	残留塩素計	受水用 無試薬式	1台	
	残留塩素計	配水用 無試薬式	1台	
	《遠隔監視設備》			
	遠方監視装置	TM 1(子局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			
	排水ポンプ	0.75KW φ 50 0.05m ³ /min 12.9m	2台	水中ポンプ
	《次亜塩素酸ナトリウム注入設備》			
	次亜貯槽	ポリエチレン製 2000×2台	1式	
	次亜塩素注入装置	注入機1台	1式	
	次亜塩素注入機盤	屋内閉鎖自立形	1式	
	緊急遮断弁	加速度(地震)感知式	1基	200ガル

施設名 : 樋の山加圧ポンプ棟 樋の山配水池設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			※樋の山加圧ポンプ棟
	引込開閉器箱	屋内壁掛形 AC200V	1台	
	送水ポンプ盤	リアクトル起動 5.5kw×2台	1面	
	《計装設備》			※樋の山加圧ポンプ棟
	電磁流量計	φ 80	1台	送水流量
	水位計	フロート式	1台	受水槽
	《遠隔監視設備》			※樋の山加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM 2(子局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			※樋の山加圧ポンプ棟
	送水ポンプ	5.5KW φ 50 0.45m ³ /min 29m	2台	1号、2号
	《次亜塩素酸ナトリウム注入設備》			※樋の山加圧ポンプ棟
	次亜貯槽	50L	1式	
	次亜塩素注入装置	注入機2台	1式	
電気設備	《計装設備》			※樋の山配水池
	取引用計器箱	屋外壁掛用 AC100V	1台	
	水位計	投げ込み式	1台	配水池

施設名 : 安楽島加圧ポンプ棟 設備一覧表(1)

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《受変電設備》			
	高圧負荷開閉器	過電流ロック形 高圧気中負荷開閉器 7.2kv 300A	1台	
	引込盤	三極単投断路器 7.2kV 400A	1面	
	受電盤	真空遮断器 7.2kv 600A	1面	
	主変圧器盤	3相変圧器 モールド形 200KVA	1面	
	照明変圧器盤	単相変圧器 モールド形 10KVA	1面	
	《配電設備》			
	低圧配電盤	三極双投電磁接触 7.2KV 400A	1面	
	送水ポンプ盤No.1	ソフトスタータ起動 56kw	1面	
	送水ポンプ盤No.2	ソフトスタータ起動 56kw	1面	
	送水ポンプ盤No.3	ソフトスタータ起動 56kw	1面	
	《自家用発電設備(低圧)》			
	ディーゼルエンジン	278KW	1台	
	発電機	200kVA 210V	1台	
	自家発補機盤	屋内自立形	1面	
	《計装設備》			
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 200	1台	送水流量(安楽島第1配水池へ)
	水位計	投げ込み式	1台	1号ポンプ井
	水位計	投げ込み式	1台	2号ポンプ井
	残留塩素計	無試薬式	1台	受水用
	《遠隔監視設備》			
	遠方監視装置	TM 17(子局) TM17-1(親局)	1面	

施設名：安楽島第1・第2配水池 安楽島減圧槽 設備一覧表

[illegible]

施設名 : 坂手島加圧ポンプ棟 坂手島島配水池設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			※坂手島加圧ポンプ棟
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 AC200V	1台	
	送水ポンプ盤	Y-Δ 起動 30kw×2台	1面	
	《計装設備》			※坂手島加圧ポンプ棟
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	受水流量
	電磁流量計	φ 150	1台	送水流量
	水位計	投げ込み式	1台	受水槽
	《遠隔監視設備》			※坂手島加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM 4(子局) TM 4-1(親局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			※坂手島加圧ポンプ棟
	送水ポンプ	7.5KW φ 50 0.28m ³ /min 82m	2台	1号、2号
電気設備	《計装設備》			※坂手島配水池
	取引用計器箱	屋外壁掛用 AC100V	1台	
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	配水流量
	水位計	投げ込み式	1台	配水池
	《遠隔監視設備》			※坂手島配水池
	遠方監視装置	TM 4-1(子局)	1面	

施設名：船津配水池設備一覽表

[illegible]

施設名：松尾加圧ポンプ棟設備一覧表

[illegible]

施設名： 堅子配水池設備一覽表

[illegible]

施設名 : 石鏡第1加圧ポンプ棟 石鏡第1配水池下(パールロード)設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《受変電設備》			※石鏡第1加圧ポンプ棟
	高圧負荷開閉器	過電流ロック形 ガス開閉器 モールドコーン 7.2kv 200A	1台	
	高圧受電盤	VCB 7.2kv 600A	1面	
	変圧器盤 440V	3相変圧器 モールド 300kVA	1面	
	変圧器盤 110V	単相変圧器 モールド 10kVA	1面	
	《配電設備》			※石鏡第1加圧ポンプ棟
	送水ポンプ盤No.1	リアクトル起動 75kw	1面	
	送水ポンプ盤No.2	リアクトル起動 75kw	1面	
	《計装設備》			※石鏡第1加圧ポンプ棟
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	挿入型 φ 200	1台	配水流量(石鏡第1配水池から)
	電磁流量計	φ 200	1台	送水流量(石鏡第1配水池へ)
	水位計	投げ込み式	1台	受水槽
	水位計	投げ込み式	1台	配水池
	《遠隔監視設備》			※石鏡第1加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM 8(子局) TM 8-1(親局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			※石鏡第1加圧ポンプ棟
	送水ポンプ	75KW φ 200 4.3m ³ /min 60m	2台	1号、2号
	電動仕切弁	0.4KW	2台	1号、2号
	真空ポンプ	2.2KW φ 32	2台	
				※石鏡第1配水池
電気設備	緊急遮断弁	加速度(地震)感知式又は過流量感知式	1基	200ガル
	《計装設備》			※石鏡第1配水池下
	取引用計器箱	屋外壁掛形 AC100V	1台	
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	配水流量

施設名 : 石鏡第2加圧ポンプ棟 石鏡第2配水池設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			※石鏡第2加圧ポンプ場
	取引用計器箱	屋外壁掛形 AC200V	1台	
	送水ポンプ盤No.1	リアクトル起動 22kw	1面	
	送水ポンプ盤No.2	リアクトル起動 22kw	1面	
	《計装設備》			※石鏡第2加圧ポンプ棟
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	送水流量(石鏡第2配水池へ)
	《遠隔監視設備》			※石鏡第2加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM 9(子局) TM 9-1(親局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			※石鏡第2加圧ポンプ棟
	送水ポンプ	22KW φ 100 1.0m ³ /min 68m	2台	1号、2号
	電動仕切弁	0.4KW	2台	1号、2号
電気設備	《計装設備》			※石鏡第2配水池
	取引用計器箱	屋外壁掛形 AC100V	1台	
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	配水流量
	水位計	投げ込み式	1台	配水池
				※石鏡第2配水池
	緊急遮断弁	過流量感知式	1基	130m ³ /h

施設名： 答志島海底送水点1・2設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	小浜グランドホテル下(神島簡易水道分)			
	《計装設備》			※答志島海底送水点1
	取引用計器箱	屋外壁掛用 AC100V	1台	
	計装盤	流量計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	送水流量
	《遠隔監視設備》			※答志島海底送水点1
	遠方監視装置	TM 10(子局) TM 10-1(親局)	1面	
	小浜消防格納庫横(答志島簡易水道分)			
	《計装設備》			※答志島海底送水点2
	取引用計器箱	屋外壁掛形 AC100V	1台	
	計装盤	流量計他	1面	
	電磁流量計	φ 125	1台	送水流量
	《遠隔監視設備》			※答志島海底送水点2
	遠方監視装置	TM10-1(子局)	1面	

施設名： 答志島第1加圧ポンプ棟設備一覧表

[illegible]

施設名： 答志島第2加圧ポンプ棟設備一覧表

[illegible]

施設名： 答志島第2配水池設備一覧表

[illegible]

施設名 : 答志島第3加圧ポンプ棟 神島配水池(神島簡水)設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			※答志島第3加圧ポンプ棟
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 低圧動力 AC200V	1台	
	送水ポンプ盤	15kw×2台 リアクトル起動	1台	
	《計装設備》			※答志島第3加圧ポンプ棟
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 80	1台	
	水位計	投込式	1台	受水槽
	残留塩素計	無試薬式	1台	追塩装置
	《遠隔監視設備》			※答志島第3加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM14(子局) TM14-1(親局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			
	送水ポンプ	15KW φ 65 0.26m ³ /min 110m	2台	1号、2号
	電動仕切弁	0.4KW	2台	1号、2号
	《次亜塩素酸ナトリウム注入設備》			※答志島第3加圧ポンプ棟
	次亜貯槽	100 ℓ	1台	追塩装置
	次亜塩素注入装置	注入機	2台	追塩装置
電気設備	《計装設備》			※神島配水池
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 AC100V	1台	
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 80 (平成26年8月更新)	1台	配水流量
	水位計	投込み式	1台	配水池
	《遠隔監視設備》			※神島配水池
	遠方監視装置	TM14-1(子局)	1面	

施設名 : 菅島加圧ポンプ棟 菅島配水池設備一覧表

区分	設備名	仕様	数量	備考
電気設備	《配電設備》			※菅島加圧ポンプ棟
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 低圧動力 AC200V	1台	
	送水ポンプ盤No.1	22kw リアクトル起動	1面	
	送水ポンプ盤No.2	22kw リアクトル起動	1面	
	《計装設備》			※菅島加圧ポンプ棟
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	受水流量
	電磁流量計	φ 150	1台	送水流量
	水位計	フロート式	1台	受水槽
	《遠隔監視設備》			※菅島加圧ポンプ棟
	遠方監視装置	TM16(子局) TM16-1(親局)	1面	
機械設備	《ポンプ設備》			※菅島加圧ポンプ棟
	送水ポンプ	22KW φ 80 0.49m ³ /min 110m	2台	1号、2号
	電動仕切弁	0.2KW	2台	1号、2号
	真空ポンプ	0.4KW φ 20	2台	
電気設備	《計装設備》			※菅島配水池
	引込開閉器箱	屋外壁掛形 AC100V	1台	
	計装盤	流量計 水位計他	1面	
	電磁流量計	φ 150	1台	受水流量
	電磁流量計	φ 150	1台	配水流量
	水位計	フロート式	1台	配水池
	《遠隔監視設備》			※菅島配水池
	遠方監視装置	TM16-1(子局)	1面	
	緊急遮断弁	φ 150	1台	過流量感知式

岩倉水源地等管理業務区分一覧表

別紙 4

1) 岩倉水源地施設の管理

業 務 内 容	発注者	受注者
・施設構築物の維持管理		○
・取水設備の運転管理		○
・取水設備の巡視点検及び維持管理		○
・取水設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・取水設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他取水設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・送水設備の運転管理		○
・送水設備の巡視点検及び維持管理		○
・送水設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・送水設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他送水設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・浄水設備の巡視		○
・浄水池の定期清掃		○
・その他浄水設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・自家発電設備の運転管理		○
・自家発電設備の巡視点検及び維持管理		○
・自家発電設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・自家発電設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・自家発電設備燃料の残量確認		○
・自家発電設備燃料補給依頼及び受入立会		○
・自家発電設備燃料補給手配	○	
・その他自家発電設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・計装設備の運転管理		○
・計装設備の巡視点検及び維持管理		○
・計装設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・計装設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他計装設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・滅菌設備の運転管理		○

業 務 内 容	発注者	受注者
・滅菌設備の巡視点検及び維持管理		○
・滅菌設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・滅菌設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・滅菌用及び分析用薬品の残量確認		○
・滅菌用薬品補給依頼及び受入立会		○
・滅菌用及び分析用薬品補給手配	○	
・その他滅菌設備の付随事項		○
・バイオアッセイの維持管理		○
・上記事項の発注者への報告		○
・水質検査検体採取用容器の発送及び受入		○
・水質検査検体採取及び分析機関への提出		○
・その他水質検査の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・農業用水施設維持管理		○
・大井・杉ヶ瀬井堰の維持管理		○
・農業用水施設の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他農業用水施設の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○

2)－1 離島を含む水道施設の管理

業 務 内 容	発注者	受注者
・送水設備の運転管理		○
・送水設備の巡視点検及び維持管理		○
・送水設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・送水設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他送水設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○
・計装設備の運転管理		○
・計装設備の巡視点検及び維持管理		○
・計装設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・計装設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・その他計装設備の付随事項		○

2)－2 離島を含む水道施設の管理

業 務 内 容	発注者	受注者
・上記事項の発注者への報告		○
・滅菌設備の運転管理		○
・滅菌設備の巡視点検及び維持管理		○
・滅菌設備の日報・月報・年報・総年報の作成及び管理		○
・滅菌設備の簡易な整備修繕等の対応	○	○
・滅菌用薬品の残量確認		○
・滅菌用薬品補給依頼及び受入立会		○
・滅菌用薬品補給手配	○	
・その他滅菌設備の付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○

3) 通報及び来場者の対応

業 務 内 容	発注者	受注者
・個人情報の適正な取扱及び守秘義務		○
・時間外、閉庁時の市民からの漏水等の通報処理	○	○
・時間外、閉庁時の市民からの水質等の苦情処理	○	○
・時間外、閉庁時の市民からの閉・開栓届の処理		○
・時間外、閉庁時の水道業者又は外部機関との連絡調整	○	○
・時間外、閉庁時の緊急バルブ操作	○	○
・その他通報及び来場者への付随事項		○
・上記事項の発注者への報告		○

水質検査(毎日検査)測定表

令和 年 月

(岩倉水源地)

測定日	気温	水温	残留塩素	PH	色度	濁度	測定者
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							

残留塩素、PH、色度、濁度は機械による測定値とする

水道管末毎日検査

令和 年 月

(検査場所名)

測定日	残留塩素	色度	濁度	備考
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				

残留塩素濃度は機械による測定値とする
 色度、濁度については目視による外観検査とするが、本土側は週1回機械による測定を行う